

<対策のポイント>

改正入管法の下での農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野における外国人材の確保、地域への定着と適正な受入れに向けて、**外国人材の知識及び技能を確認するための試験を実施**するとともに、**就労する外国人材が働きやすい環境の整備等を支援**します。

<政策目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れ
- 就労する外国人材が働きやすい環境の整備の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 技能試験の円滑な実施

- 外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新、実施を支援**します。

1. 技能試験の円滑な実施

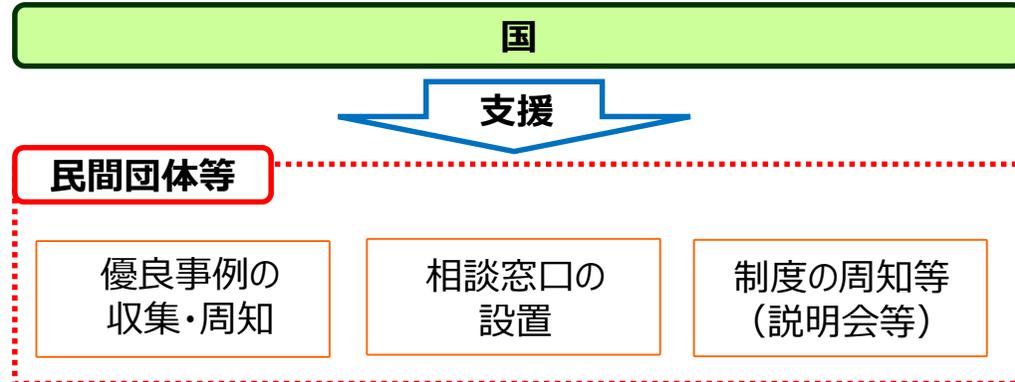
日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の実施。



2. 外国人材が働きやすい環境の整備

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、**優良事例の収集・周知や相談窓口の設置等の取組を支援**します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (農業分野) 経営局就農・女性課 | (03-6744-2162) |
| (漁業分野) 水産庁企画課 | (03-6744-2340) |
| (飲食料品製造業分野) 食料産業局食品製造課 | (03-6744-2397) |
| (外食業分野) 食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室 | (03-6744-7177) |